

新たな化学物質管理

～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

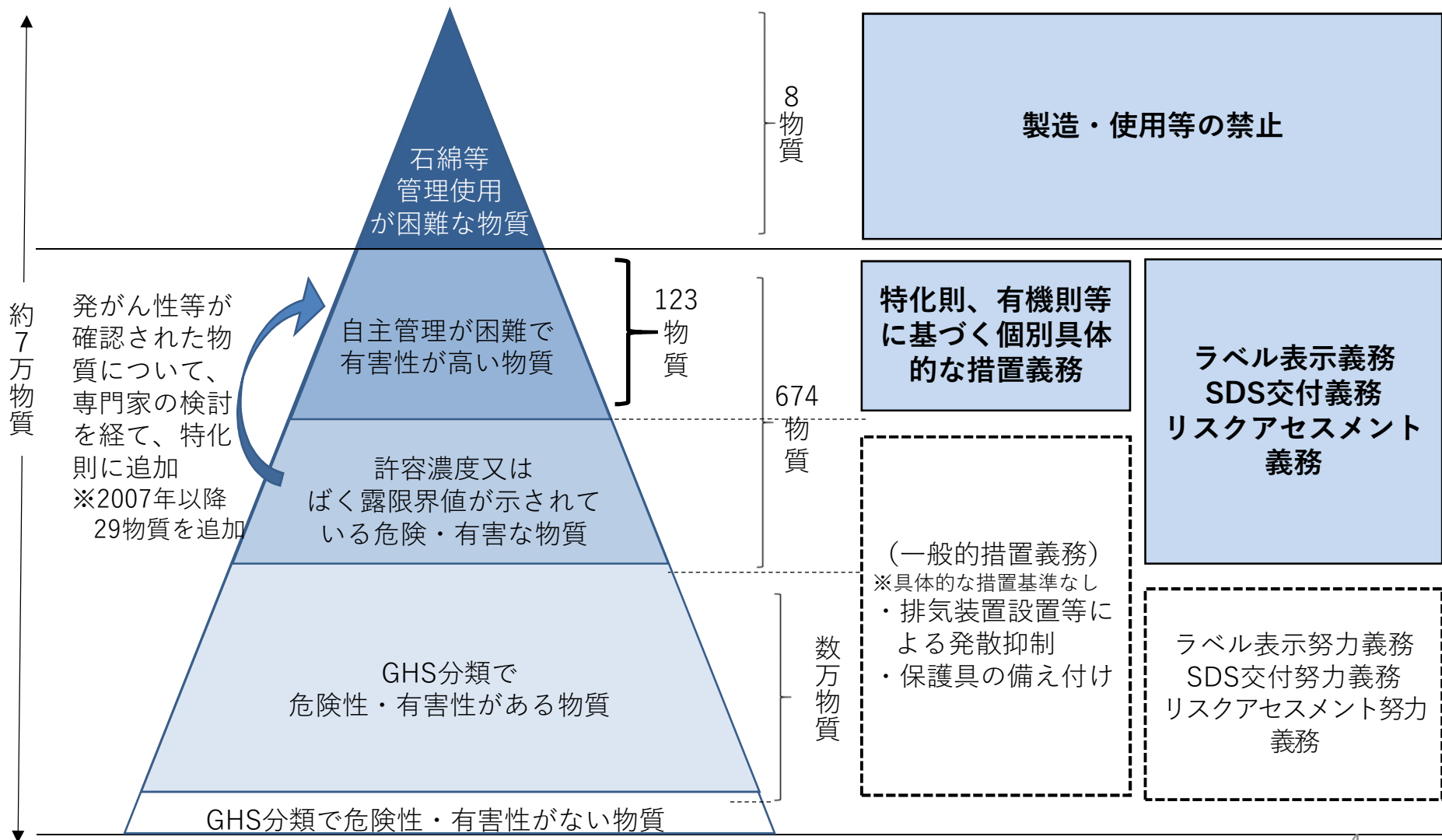
令和4年2月

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

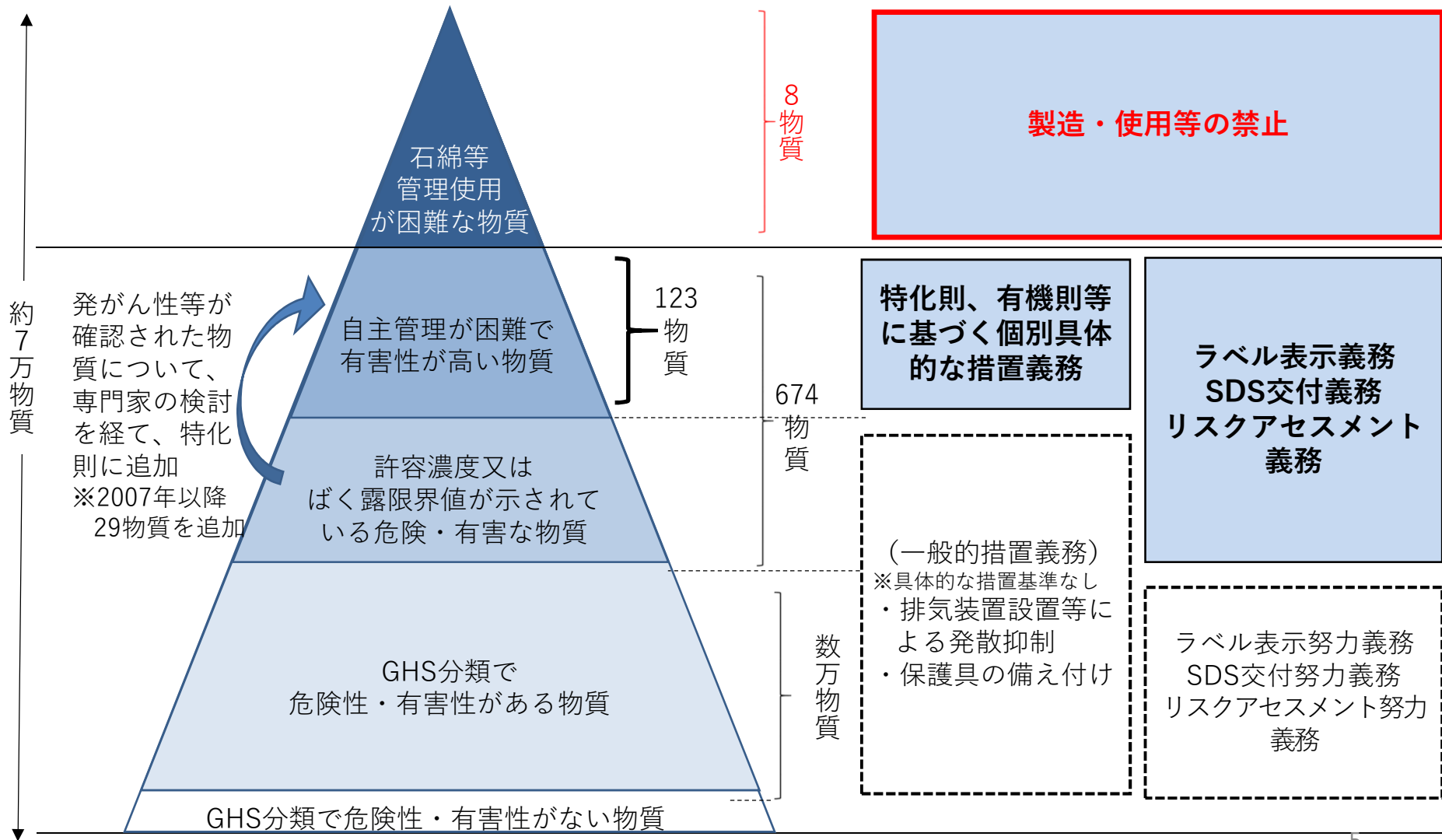
1. 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系
2. 職場における化学物質管理の課題とそれを踏まえた規制の見直し

1. 労働安全衛生法令における化学物質 管理の体系

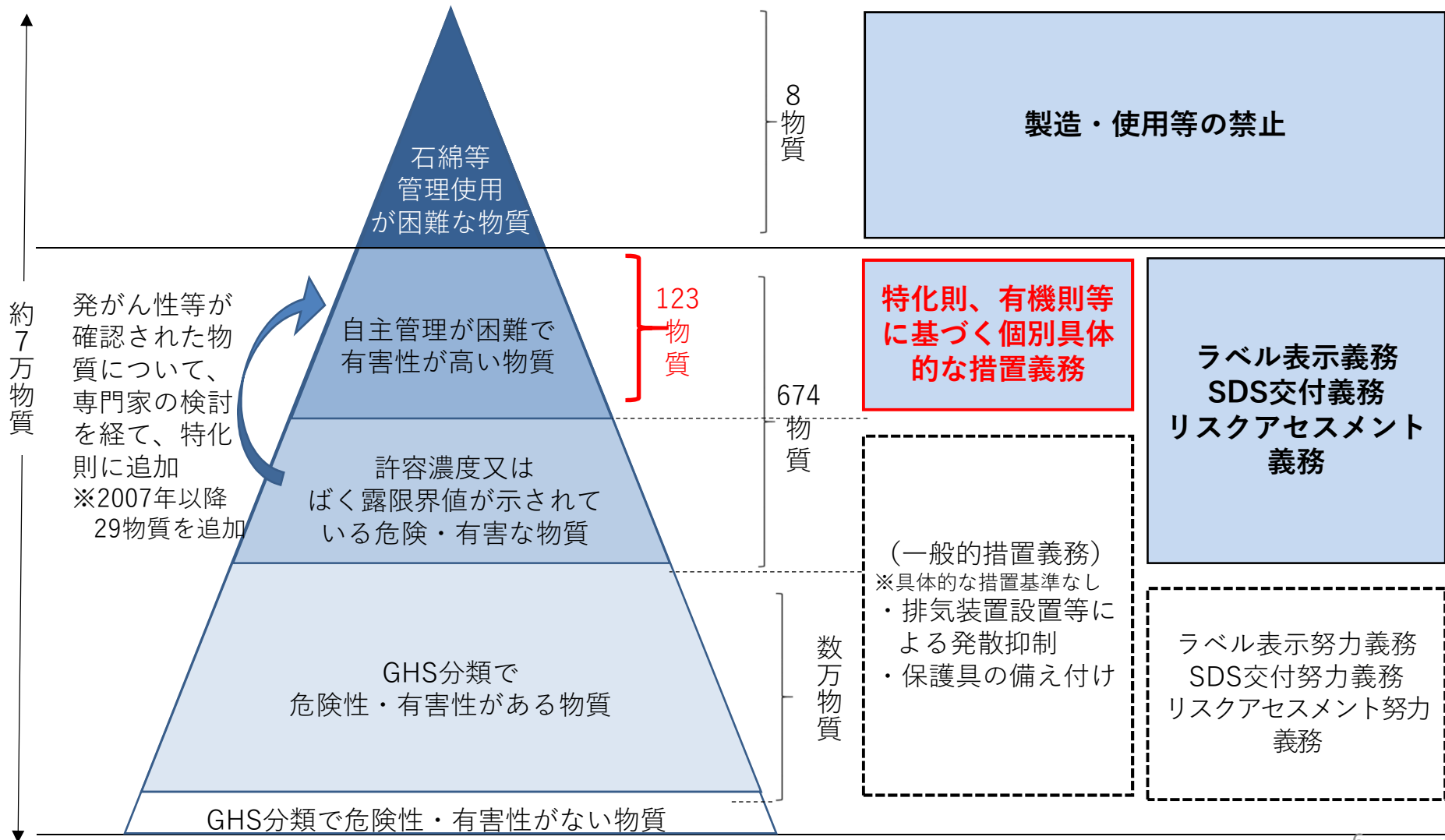
労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系



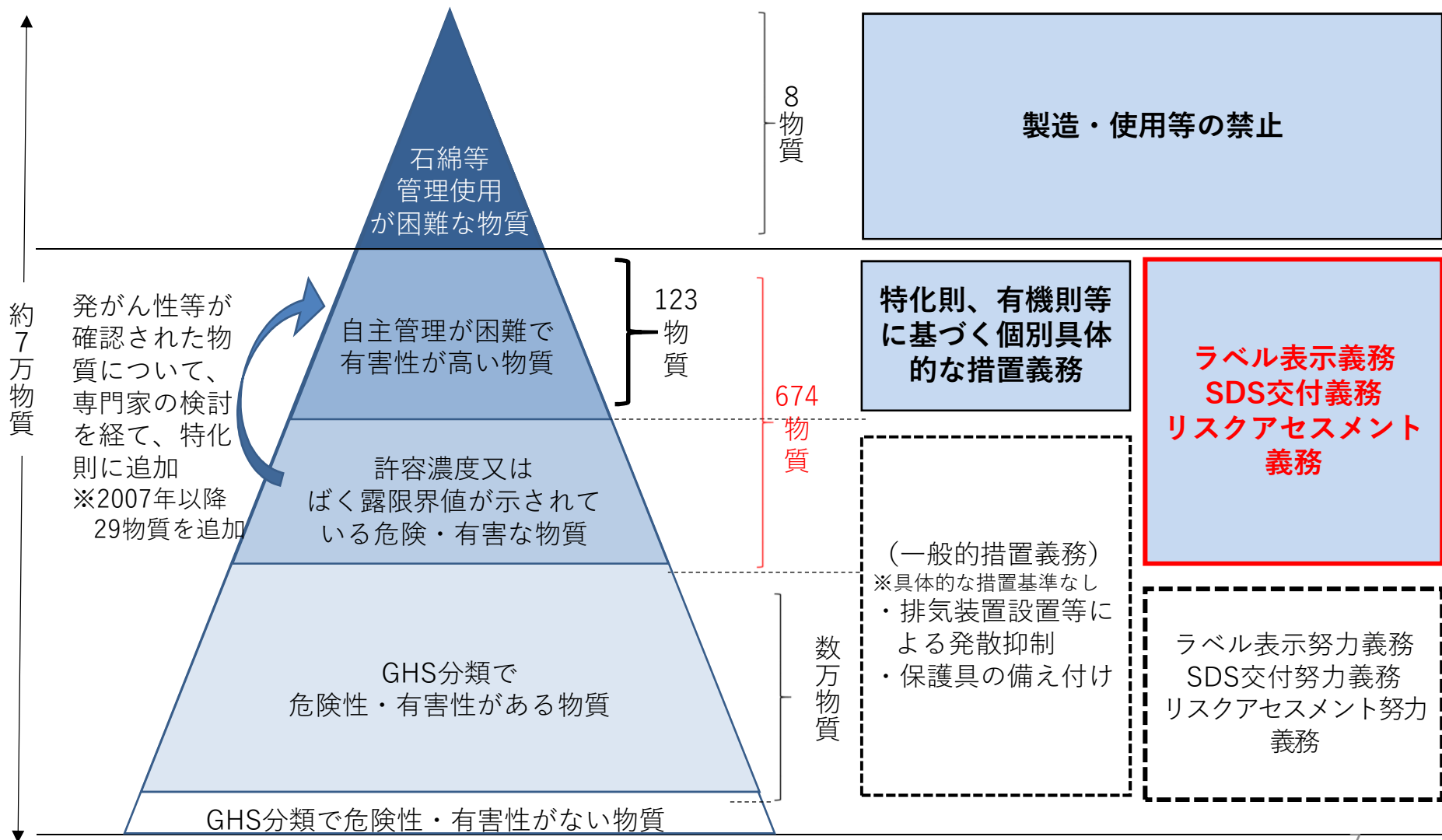
労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系



労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系



労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系



GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

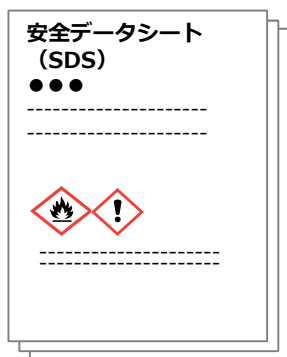
ラベルの表示



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○	(絵表示)
(注意喚起語) 危険	
(危険有害性情報)	
・引火性液体及び蒸気	・吸入すると有毒 …
(注意書き) ・火気厳禁	・防毒マスクを使用する ……

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

GHS絵表示と対象となる危険有害性

			
爆弾の爆発	炎	円上の炎	ガスボンベ
<ul style="list-style-type: none"> ● 爆発物 ● 自己反応性化学品 ● 有機過酸化物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 可燃性ガス ● エアゾール ● 引火性液体 ● 可燃性固体 ● 自己反応性化学品 ● 自然発火性液体 ● 自然発火性固体 ● 自己発熱性化学品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水反応可燃性化学品 ● 有機過酸化物 ● 鈍性化爆発物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸化性ガス ● 酸化性液体 ● 酸化性固体 ● 高圧ガス

				
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符	環境
<ul style="list-style-type: none"> ● 金属腐食性化学品 ● 皮膚腐食性／刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸器感作性 ● 生殖細胞変異原性 ● 発がん性 ● 生殖毒性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● 特定標的臓器毒性（反復ばく露） ● 誤えん有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 ● 皮膚腐食性／刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 ● 皮膚感作性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● オゾン層への有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水生環境有害性、短期（急性） ● 水生環境有害性、長期（慢性）

ラベルでアクション

～事業場における化学物質管理の促進のために～

- ◆ ラベル表示の範囲が、平成28年より640物質まで拡大され、ラベルのある化学品が多く流通。(現在(2021年1月1日以降)は674物質に拡大)

化学物質が来る → ラベルを見る → アクション!

事業者や労働者
ラベルを見て
危険有害性に気づく

事業者は

SDSを確認
SDSがなければ供給
元に交付を求める

危険有害性に応じた
リスクアセスメント
を行う

労働者は

絵表示で
危険有害性を確認

リスクアセスメントの
結果をみて対策を行う



- ◆ 事業者、労働者は危険有害性を正しく認識し、リスク低減措置を確実に実行しましょう
- ◆ 労働者1人1人がラベルの内容を理解できるよう、事業者はラベル教育を行いましょう
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00002.html)
- ◆ 化学品を出荷するメーカー、流通会社は、全ての製品にラベル表示するようにしましょう

厚生労働省では、★電話相談、訪問支援、★労働者教育の促進（テキスト公開）など、様々な支援を行っています。

2. 職場における化学物質管理の課題と それを踏まえた規制の見直し

職場における化学物質管理を巡る現状

(1) 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上¹の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェット用インクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

中毒・薬傷

職場における化学物質管理を巡る現状

(2) 中小企業における状況

- 企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

○労働安全衛生法の遵守状況

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

○有害業務に従事する労働者の認識、教育等

企業規模	有害業務に 従事してい る認識があ る割合	有害業務に 関する教育 又は説明を 受けた経験 がある割合	SDSがど のようなも のかを知っ ている割合	ラベルがど のようなも のかを知っ ている割合
5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成26年労働環境調査

職場における化学物質管理を巡る現状

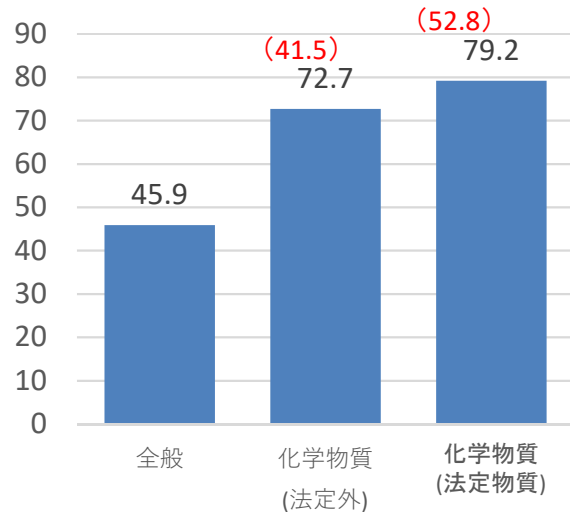
(3) 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが多い。

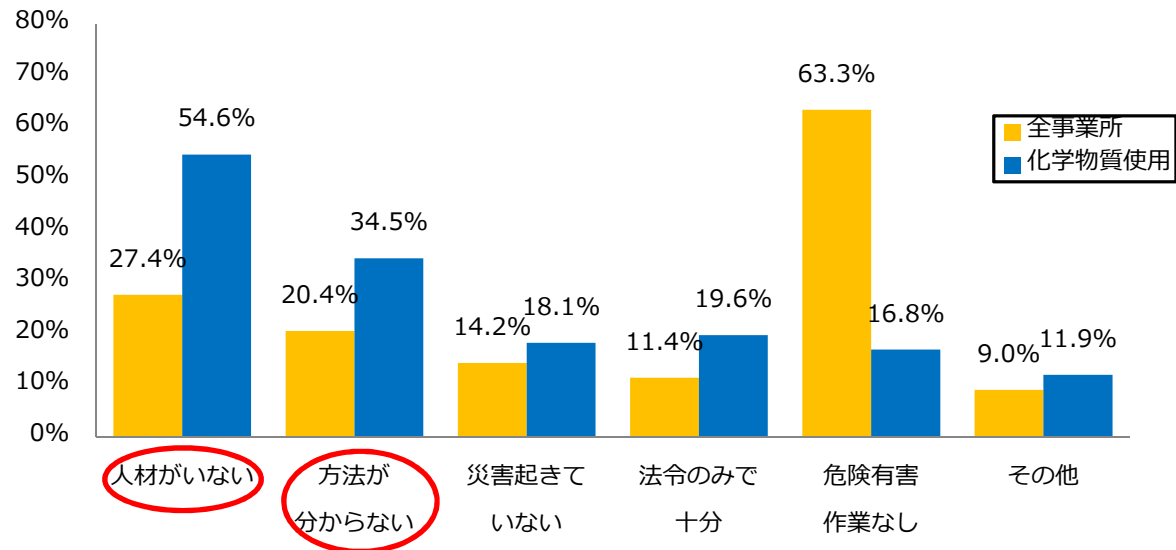
有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の 製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

リスクアセスメント実施率

(カッコ内は、「すべて実施」の割合)



リスクアセスメントを実施しない理由 (複数回答)



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計

※※ 理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者

《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	U Aゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証 本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループ マネージャー

3 開催状況

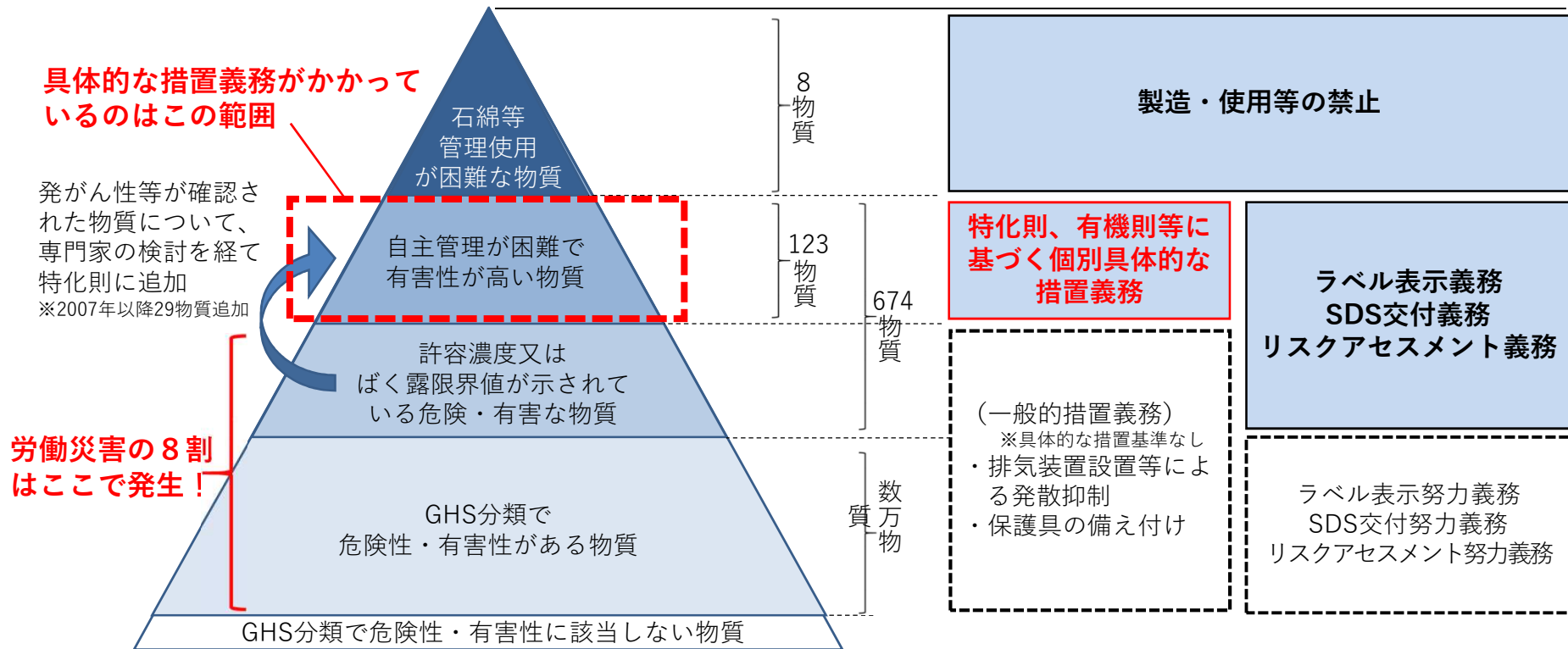
本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

検討会における検討結果の内容

- 化学物質規制体系の見直し
（自律的な管理を基軸とする規制への移行）
- 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 特化則等に基づく措置の柔軟化
- がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせず規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいちごっこ）



化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

➡ 危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、**達成のための手段は指定しない**方式に大きく転換

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

- 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

- ・危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・**リスクアセスメント**の実施（製造・使用時）
- ・労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理

※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

- ①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

- ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋**等の使用

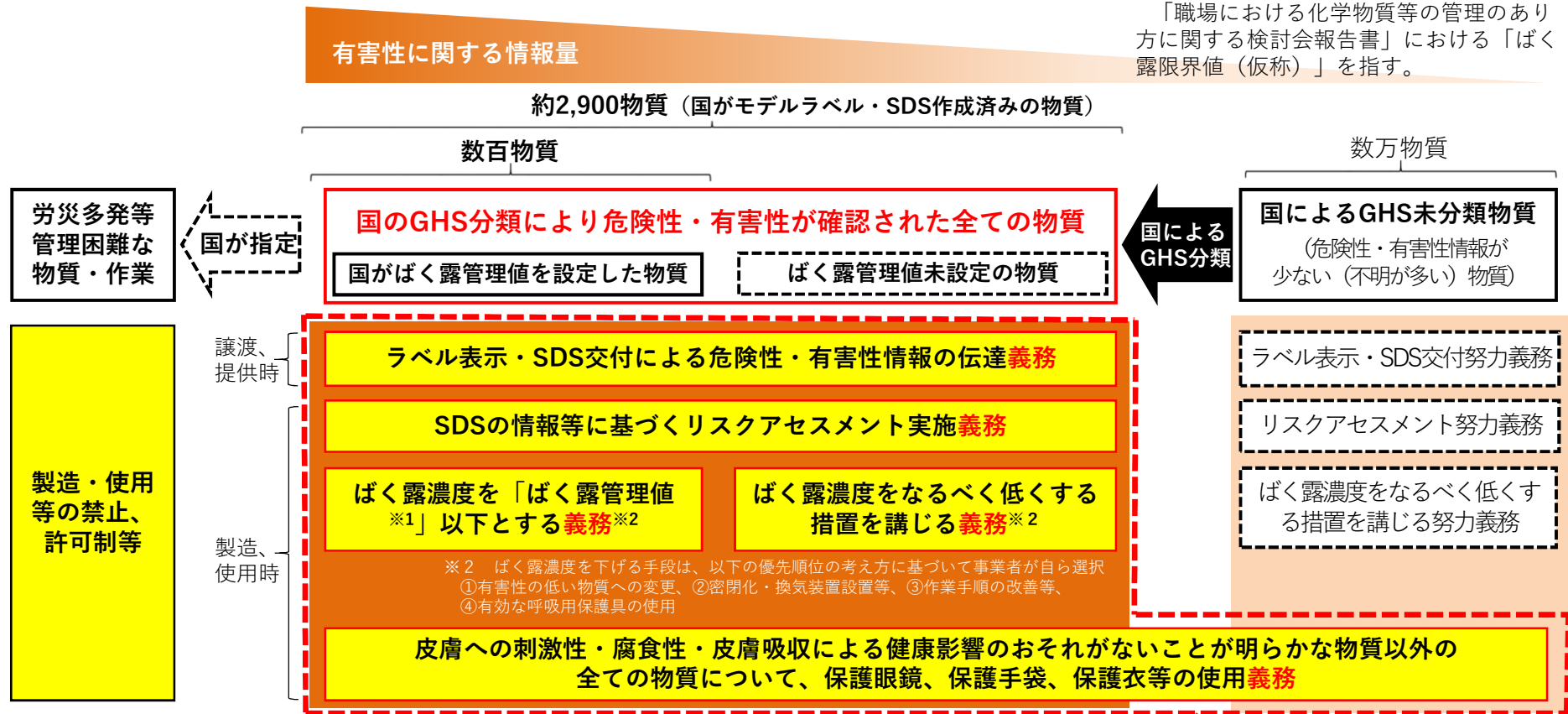
- 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の**禁止・許可制**を導入

- 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定**

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の**大幅拡大**。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が**自ら選択可能**
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認

※1 ばく露管理値
「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値（仮称）」を指す。



事業者措置義務がかかる範囲

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

国によるGHS分類とモデルラベル・SDSの作成・公表

■ 関係各省が連携して国によるGHS分類を推進し、モデルラベル・モデルSDSを公表

国によるGHS分類

- ・ 毎年50～100物質程度新規に分類
- ・ 事業者から情報提供を受ける仕組みも検討
- ・ 分類結果は定期的に更新

モデルラベル・SDSの作成

- ・ 国によるGHS分類結果を元に、国がモデルラベル・SDSを作成し、公表
- ・ 分類結果が更新された際には、モデルラベル・SDSも更新

GHS分類の分類済み危険有害物の管理

■ 国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加し、自律的な管理を義務付け

安衛法規制対象に追加

- ・ 分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・ 令和6年度以降、新規分類した物質を追加

ばく露濃度基準の設定

- ・ 令和4年度にリスク評価済等の約150物質に設定
- ・ 令和5年度以降は許容濃度やTLV-TWAを参考に毎年約200物質を設定

自律的な管理の義務付け

- ・ ラベル表示・SDS交付義務
- ・ リスクアセスメント義務
- ・ 労働者が吸入する濃度を国の基準以下にする義務
 - ※基準がない場合はなるべく低くする義務
 - ※吸入濃度低減の手段は事業者が選択
- ・ 保護眼鏡、保護手袋等の使用義務
 - ※皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害のおそれがないものを除く

GHS未分類物質の管理

■ 国によるGHS分類が行われていない物質は、自律的な管理を努力義務（保護手袋、保護眼鏡等の使用は義務）

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

国によるGHS分類とモデルラベル・SDSの作成・公表

■ 関係各省が連携して国によるGHS分類を推進し、モデルラベル・モデルSDSを公表

国によるGHS分類

- ・ 毎年50～100物質程度新規に分類
- ・ 事業者から情報提供を受ける仕組みも検討
- ・ 分類結果は定期的に更新

モデルラベル・SDSの作成

- ・ 国によるGHS分類結果を元に、国がモデルラベル・SDSを作成し、公表
- ・ 分類結果が更新された際には、モデルラベル・SDSも更新

GHS分類の分類済み危険有害物の管理

■ 国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加し、自律的な管理を義務付け

安衛法規制対象に追加

- ・ 分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・ 令和6年度以降、新規分類した物質を追加

ばく露濃度基準の設定

- ・ 令和4年度にリスク評価済等の約150物質に設定
- ・ 令和5年度以降は許容濃度やTLV-TWAを参考に毎年約200物質を設定

自律的な管理の義務付け

- ・ ラベル表示・SDS交付義務
- ・ リスクアセスメント義務
- ・ 労働者が吸入する濃度を国の基準以下にする義務
 - ※基準がない場合はなるべく低くする義務
 - ※吸入濃度低減の手段は事業者が選択
- ・ 保護眼鏡、保護手袋等の使用義務
 - ※皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害のおそれがないものを除く

GHS未分類物質の管理

■ 国によるGHS分類が行われていない物質は、自律的な管理を努力義務（保護手袋、保護眼鏡等の使用は義務）

ラベル・SDS義務化予定物質のSDSへの記載方法

安衛法規制対象に追加

- ・分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・令和6年度以降、新規分類した物質を追加

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国によるGHS分類 ○モデルラベル・ SDS作成	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ラベル表示・SDS 交付義務化 <small>※改正後施行までの期間は 2年程度</small>	234 物質	700 物質	850 物質	150~300 物質	50~100 物質	50~100 物質

※物質数は概数

既存GHS分類済み物質

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性
区分なし

■令和3年度中に政令改正により義務化予定の物質は、**令和6年4月1日**施行予定。

■**施行日までに**、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする**全ての事業者**にSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて**確実に伝達されるよう**、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

1 ラベル・SDS義務化予定物質リストの公開

■以下のサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト（令和3年度、4年度、5年度追加予定分）をCAS登録番号付きで公開。

<独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターHP>
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

◆労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト (R03)
(2021/12/16掲載)

▼ Excelファイルダウンロード

[労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト\(R03\)ダウンロード\(Excel\)](#)

「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト(R03)」(クリックで開く)▲

国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性の категорияで区分1相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付を義務化する予定の物質リストです。上記のエクセルファイルをダウンロードいただくか、下記表をご覧ください。

- ※1 対象物質、物質名称及び裾切値(含有量とその値未満の場合、ラベル・SDSの義務対象とならない(値))については、今後精査の過程で変更される場合があります。
- ※2 令和3年度中に労働安全衛生法施行令を改正し、令和6年4月1日の施行(義務適用)を予定しています。なお、改正及び施行のスケジュールは変更される場合があります。
- ※3 CAS登録番号(CAS RN[®])は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合に異なるCAS RN[®]が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行います。
- ※4 ラベル・SDSの裾切値は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について(化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係)」(リンク先は厚生労働省)の第3の2(2)に沿って設定したものです。

No	名称	英語名称	CAS RN [®]	ラベル裾切値(重量%)	SDS裾切値(重量%)
1	アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate	2439-35-2	1	0.1
2	アザチオプリン	azathioprine	446-86-6	0.1	0.1

2 ラベル・SDS義務化予定物質のSDSへの記載例

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例

(令和4年1月11日付基安化発0111第1号)】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）

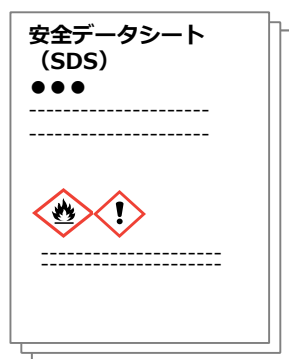
危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（○年○月○日以降）

※ 「○年○月○日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

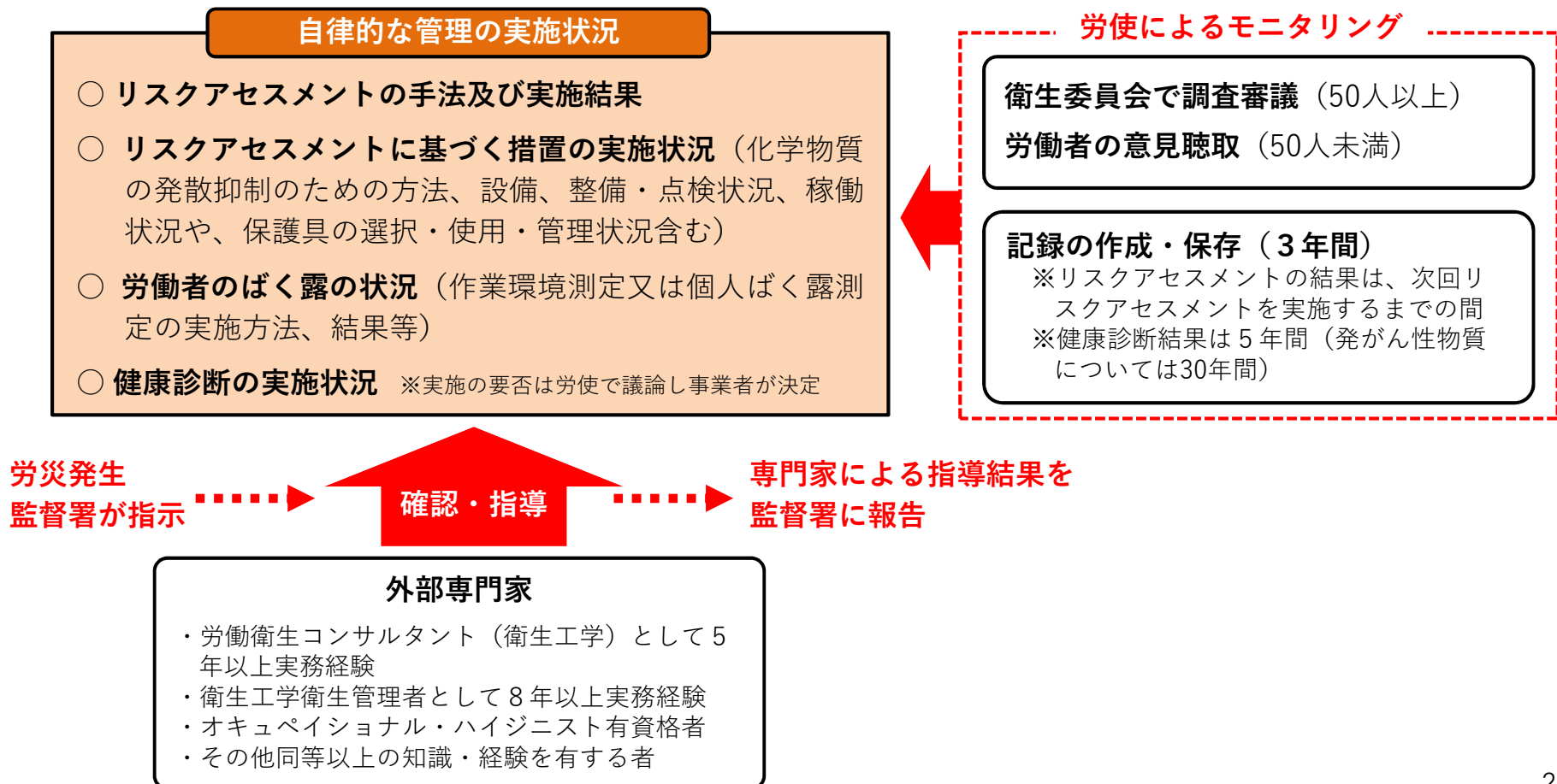


- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

労使等による化学物質管理状況のモニタリング

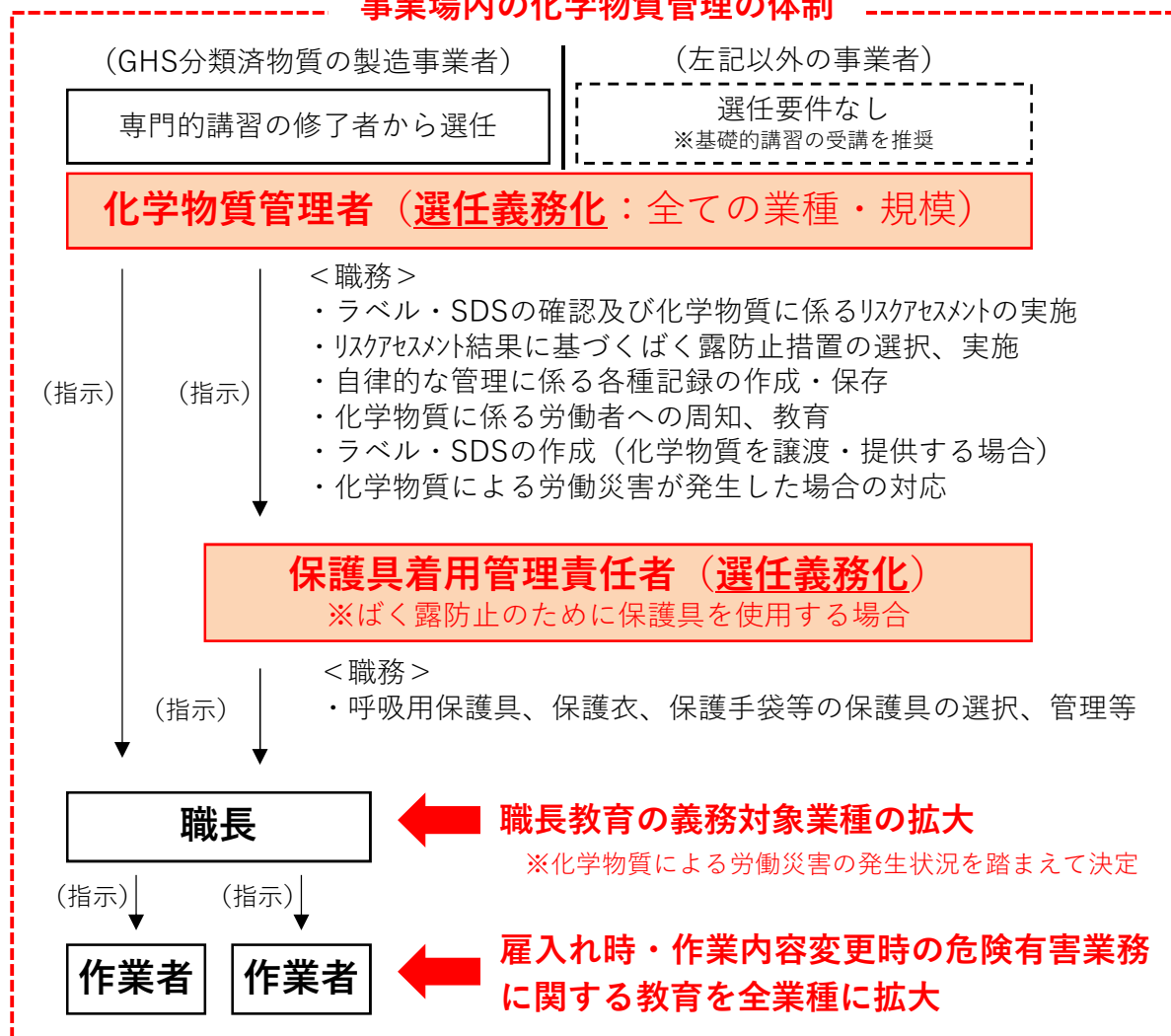
- 自律管理の実施状況について衛生委員会等により労使で共有、調査審議するとともに、一定期間保存を義務付け
- 労災を発生させた事業場で労働基準監督署長が必要と認めた場合は、外部専門家による確認・指導を義務付け



化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制



専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

自律的な管理の基本となる化学物質の危険性・有害性情報の伝達を強化するため、以下の見直しを行う

SDS（安全データシート）の記載項目の追加と見直し・SDSの定期的な更新の義務化

< SDS記載義務項目 >

- ・ 名称
- ・ **成分及びその含有量**
- ・ 物理的及び化学的性質
- ・ **人体に及ぼす作用**
- ・ **貯蔵又は取扱い上の注意**
- ・ **推奨用途と使用上の制限**
- ・ 流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ・ 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
- ・ 危険性又は有害性の要約
- ・ 安定性及び反応性
- ・ 適用される法令

5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務
内容変更がある場合は1年以内にSDSを再交付する義務

この項目に「保護具の種類」の記載を義務化

※「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を記載

営業上の秘密に該当するときは、その旨を記載の上で省略可とする
※特化則等の適用対象物質は省略不可
※ばく露管理値が設定されている物質は、成分名は省略不可
含有量は10%刻みでの記載方法を改め、重量%の記載を必須化

記載項目を追加

※譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載

SDSの交付方法の拡大

SDSの交付方法（現行）

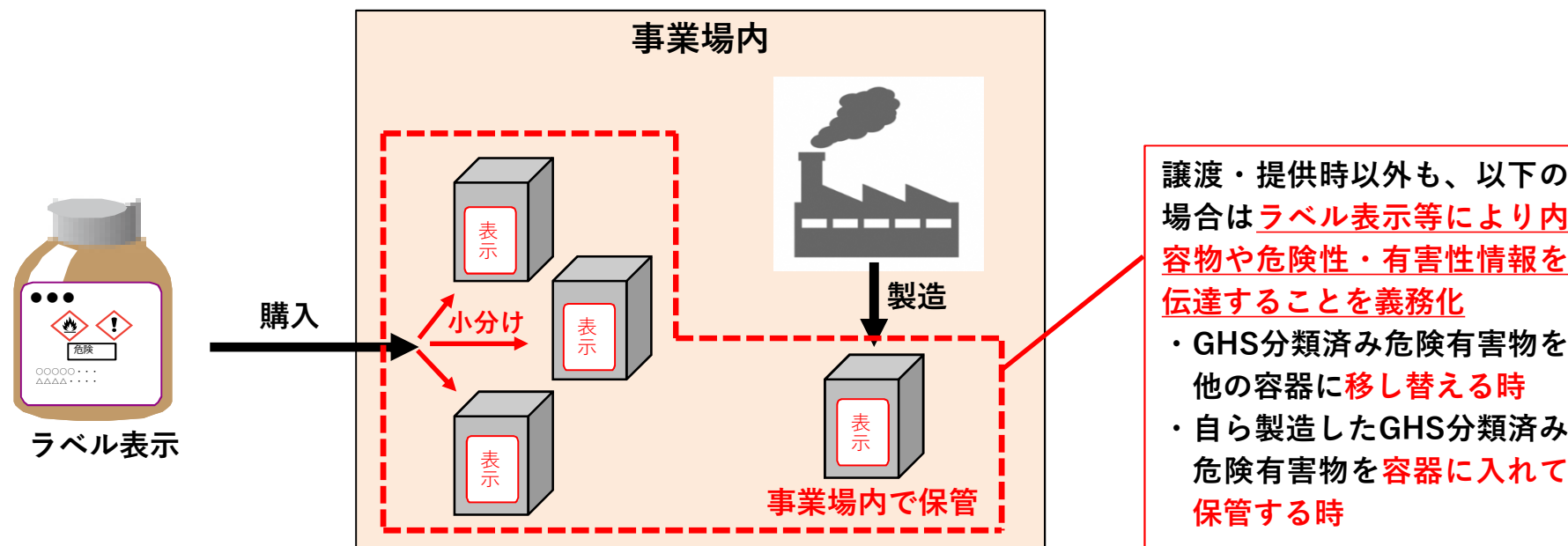
- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

事前に相手の了承を得なくても以下の方法による交付を可能とする

- ・ 容器に二次元コードを印字しSDSを確認できるようにする方法
- ・ 商品販売ホームページ等でSDSを閲覧できるようにする方法

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化



設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

- 化学物質の製造・取扱い設備の改造、修理、清掃等を外注する際に、当該物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書交付を義務とする対象設備を拡大する

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の製造・取扱い設備

特化則等に基づく措置の柔軟化

特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、**1年以内に1回に緩和できる**こととする

基準	実施頻度
<p>以下のいずれも満たす場合</p> <p>①当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1（※四アルキル鉛は除く）</p> <p>②直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下 <p>③直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと</p>	<p>次回は1年以内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断）</p>
上記以外	次回は6カ月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

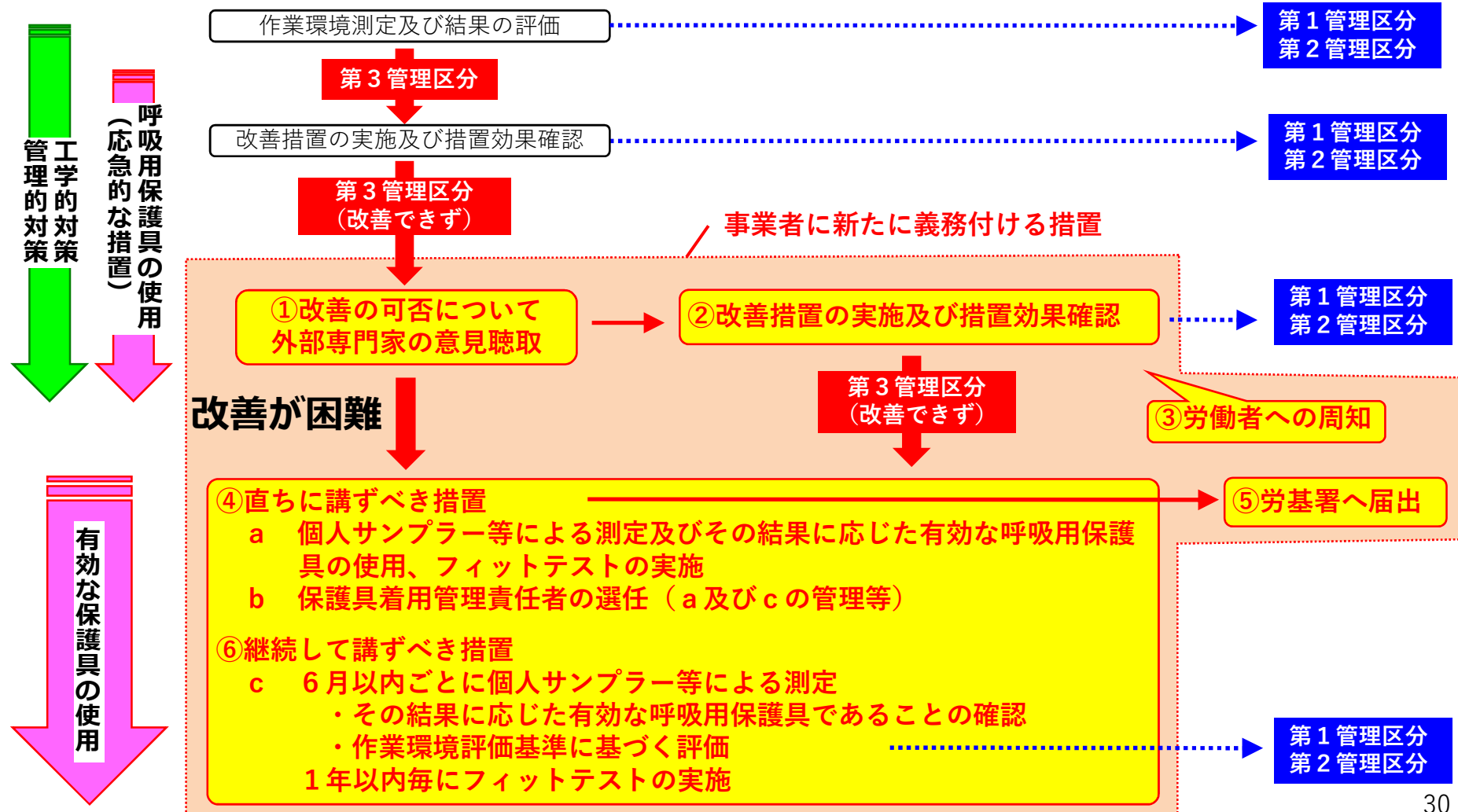
粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化

- 特定粉じん発散源に対する措置について、作業環境測定の結果が第一管理区分であるなど、**良好な作業環境を確保・継続的に維持することを前提に、多様な発散抑制措置が選択できる**仕組みとする

特化則等に基づく措置の強化

作業環境測定結果が第3管理区分である事業場に対する措置の強化

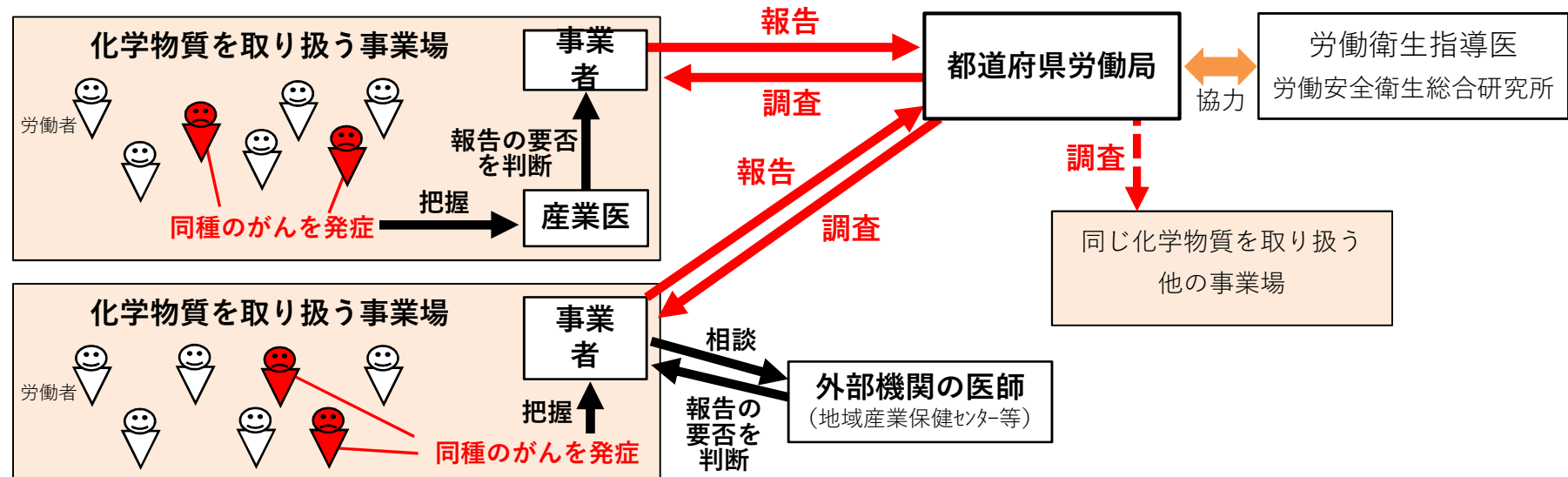
■ 事業者が改善措置を講じても第3管理区分となった場合に、ばく露防止のための措置を新たに義務付け



がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

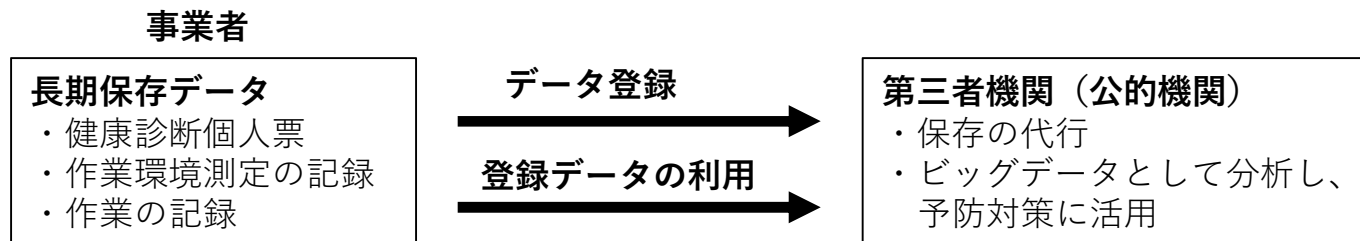
がん等の遅発性疾病の把握の強化

- 化学物質を取り扱う同一事業場において、複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師が必要と認めた場合 又は 事業場の産業医が同様の事実を把握し必要と認めた場合は、所轄労働局に報告することを義務づけ



健診結果等の長期保存が必要なデータの保存

- 30年以上の保存が必要なデータについて、第三者機関（公的機関）による保存する仕組みを検討



規制の見直しのスケジュール

	化学物質あり方 検討会	パブリック コメント	審議会 (安全衛生分科会)	法令改正
2019	9/2第1回			
2020				
2021	1/18中間とりまとめ 7/19報告書		2/1中間報告 7/28報告	
2022		12/16- *1 1/14 時期未定 *2	改正案を諮問 改正案を諮問	公布 (2月下旬予定) 公布 (時期未定)

- *1 ①ラベル・SDS対象物質の追加（令和3年度分）（P22）、②職長教育の対象業種の拡大（P26）、③設備改修等の外部委託時の危険有害性に関する情報伝達の義務拡大（P28）の改正部分のみ。
 施行日は、①は2024(令和6).4.1、②③は2023(令和5).4.1を予定。
- *2 *1以外の改正部分。

(ご参考) 報告書の概要

- 検討会報告書に基づく化学物質規制の見直しについて、以下の動画サイトにて用語の補足や解説を交えながら紹介しています。

< 化学物質規制の見直しについて (youtube) >
<https://youtu.be/BTYUo5hw2JA>

労働安全衛生法の改正提案
化学物質規制の見直しについて
職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター

わたしはGHSナビゲーションキャラクターの「ケミ」です。
「ケミちゃん」と呼んでください。
この吹き出しで、みなさんにわかりやすいように用語の補足や解説をします。

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

化学物質管理の施策転換の必要性
事業者が選択する

自律管理型への転換

- 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- 2 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする
- 3 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立する
- 4 小規模事業場支援を幅広く行う

用語解説
自律的な管理のための実施体制の確立
特に、小規模な事業場は、化学物質のことがわかる人材がいない、その人材を増やすための、または対策を打つための企業体力がないことが想定されるため、さまざまな方向から幅広く、より手厚い支援が必要です。

化学物質への理解を高め

小規模事業場支援を幅広く行う

